

軽自動車税（種別割）の減免制度のお知らせ

心身に障がいのある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免（免除）を受けられる制度があります。

※減免は一人につき1台に限りです。また、普通自動車の減免を受けている方、福祉タクシー券の交付を受けている方は軽自動車の減免は受けられません。

減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの（入院中である等、障がい者の移動のために軽自動車を利用していない場合は減免の対象となりません）。

(1) 対象となる軽自動車等

- ①心身に障がいのある方が使用する軽自動車
 - ②心身に障がいのある方のために、この方と生計を一にする方（同居家族等）が使用する軽自動車
 - ③心身に障がいのある方のために常時介護する方が使用する軽自動車
- ※普通自動車の減免手続きについては、水戸県税事務所（☎029-221-6605）へお問い合わせください。

(2) 対象となる障害等級等

- は障がいのある方本人、生計を一にする方（家族）または常時介護する方が運転する場合に対象
- は障がいのある方本人が運転する場合に限り対象

	障がいの区分		手帳の等級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視覚障害		●	●	●	●		
	聴覚障害			●	●			
	平衡機能障害				●			
	音声機能障害（喉頭摘出の場合に限る） （音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害）				●			
	上肢障害		●	●				
	下肢障害		●	●	●	○	○	○
	体幹機能障害		●	●	●		○	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	●	●	●	●	●	●
	心臓機能障害		●		●			
	じん臓機能障害		●		●			
	呼吸器機能障害		●		●			
	ぼうこうまたは直腸機能障害		●		●			
	小腸機能障害		●		●			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		●	●	●			
	肝臓機能障害		●	●	●			

療育手帳	判定がA（最重度）またはA（重度） ※判定が有効期限内のもの
精神障害者 保健福祉手帳	障害等級が1級の方で、自立支援医療受給者証（精神通院）または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障がいの治療のため通院されている方 ※判定が有効期限内のもの

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障がいがあれば、対象になります。

減免申請の手続き

(1) 申請期間 軽自動車税（種別割）納税通知書が届いた日から納期限【5月31日(火)】まで

軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。また、申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられないのでご注意ください。

(2) 必要書類 次の書類を添えて税務課（1階6番窓口）へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ②軽自動車税（種別割）納税通知書（令和4年度分 ※お支払いをせずにお持ちください）
 - ③軽自動車税減免申請書（税務課窓口にあります。令和3年度減免を受けている方は、納税通知書へ同封します。）
 - ④運転する方の運転免許証（コピー可）
 - ⑤車検証（コピー可）
 - ⑥納税義務者の印鑑
 - ⑦納税義務者のマイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
- ※その他、障がいの程度や使用目的により添付する書類があります。詳細は、税務課までお問い合わせください。

【問合せ先】税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

人間ドック・脳ドック費用の補助について

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方を対象に、人間ドックまたは脳ドックの費用の一部を助成します。
疾病の早期発見、早期治療により健康増進を図りましょう！

▶対象 下記の要件を満たしている方（昨年度補助を受けた方も対象となります）

▷国民健康保険に加入の方

- ①茨城町の国民健康保険に加入している方
※申請後、受診日までに国民健康保険の資格を喪失した方は、補助対象となりません。
- ②令和4年4月1日現在で満40歳以上の方
- ③国民健康保険税を完納している世帯の方

▷後期高齢者医療保険に加入の方

- ①町内に住所を有する後期高齢者医療保険に加入している方
- ②後期高齢者医療保険料を完納している方

▶定員 国民健康保険加入者：200人、後期高齢者医療保険加入者：70人

※申請期間内に定員を超えた場合は、昨年度補助を受けていない方を優先とさせていただきます。

▶申請方法 電話または保険課窓口で申請してください。

- (1) 電話での申請 下記の申込み先にご連絡ください。
- (2) 窓口での申請 印鑑と保険証をお持ちの上、保険課（1階5番窓口）にお越しください。

▶申請期間 令和4年5月11日(水)～5月27日(金) ※土・日を除く 午前8時30分～午後5時15分

▶補助金額 25,000円（自己負担額は健診機関にお支払いください）

▶健診機関

名 称	所在地	種 別	自己負担額
ブレインピア桜ヶ丘	茨城町奥谷1076	脳ドック	13,500 円
水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48	人間ドック(定員20人)	17,900 円
		脳ドック (定員20人)	29,450 円
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	人間ドック	17,900 円
水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7	人間ドック	16,800 円
		脳ドック	19,000 円
水戸中央病院	水戸市六反田町1136-1	人間ドック(定員50人)	20,100 円
		脳ドック (定員30人)	19,000 円
東関東クリニック	水戸市白梅3-4-8	人間ドック(定員32人)	16,800 円
水府病院	水戸市赤塚1-1	人間ドック	17,900 円
茨城県総合健診協会	水戸市笠原町489-5	人間ドック(定員20人)	16,690 円
茨城県メディカルセンター	水戸市笠原町489	人間ドック	17,020 円
茨城県立中央病院	笠間市鯉淵6528	人間ドック	19,000 円
		脳ドック	40,560 円
筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	人間ドック	43,200 円
		人間ドック+脳ドック	87,200 円

▶その他

- ・人間ドックと脳ドックの補助を同時に受けることはできません。
- ・町の補助を使って人間ドックまたは脳ドックを受ける方は、令和4年度に茨城町の受診券を使用して特定健康診査、後期高齢者健康診査を受けることができません（一部実施機関を除く）。
- ・人間ドックで受けたがん検診と同じ検査を町で受けることはできません。
- ・申請月の翌月中旬頃に「受診承認決定通知書」を郵送します。健診機関により予約方法が異なるため、「受診承認決定通知書」に同封する通知をご確認ください。なお、受診日を指定することはできません。
- ・健診結果は保健指導などのデータとして活用します。

【申込・問合せ先】保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

